二(一)　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑字笹ハグレ八六五、八六八、八七二、八七九の一、八七九の二、八八〇、八八一、字犬ノ沢一二四七、一二五〇、一二五四の一、一二九五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに前橋市役所及び甘楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡字居住内七八三の二から七八三の六まで、七八三の九、七八三の一〇、七八八の三、七九一の五、七九一の六、三七八一の二、三七八二から三七八四まで、三七八六の一、三七八六の三、三七八七、三七八八の一、三七八九、三七九一の一、三七九一の三、三七九三から三七九六まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに前橋市役所及び甘楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町土塩字西原一九二、一九三、字瀧下一二二〇の一、一二二〇の二、一二二〇の四、字草戸谷三三一〇、甘楽郡下仁田町大字西野牧字後原一二一七三の一、一二二一の一、字瓜ノ平一二九九九、一三〇一二、南牧村大字大仁田字大星一三九七、甲一四〇〇の一、一四二四、乙一四二四、甲一四二五、一四二六、甲一四三六、乙一四三八、甲一四三八、乙一四三八の二、丙一四三八、一四三九、甘楽町大字秋畑字香児岩五九九八の九二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに安中市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町字奥尻五九四地先・六七三地先・六七四地先・六七六地先・六七八地先・六七三・六七八（以上五筆地先二筆について次の図に示す部分に限る。）、五九四、六七四から六七七まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道日高郡新ひだか町三石豊岡六二六地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ナイヲロ一八六地先・字ヲチカフナイ一五五の一地先・八二〇地先・八二〇（以上三筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る立木の伐採は禁止する。
2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　北海道士別市朝日町中央四三九二の九地先・四三九二の九（以上一筆地先一筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十五号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月三日

農林水産大臣　山田　正彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタＫＳＱ245	210004	株式会社クボタ
〃	クボタＫＳＱ345Ｄ	210005	〃